

国民健康保険で

柔道整復師(整骨院 接骨院)による 施術を受けられる人へ



柔道整復師による施術は、保険給付対象になるものとならないものがあります。保険給付対象とならない施術を受けた場合には被保険者証は使えませんので、ご注意ください。

保険が使えるとき

- ▶外傷性のねんざ・打撲(スポーツでのねんざ等)
- ▶医師の同意がある場合の骨折・脱臼
- ▶応急処置で行う骨折・脱臼の施術(応急手当後の施術には、医師の同意が必要)

保険が使えないとき(全額自己負担)

- ▶単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こり・腰痛
- ▶スポーツや仕事による筋肉痛・筋肉疲労
- ▶脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- ▶保険医療機関(病院・診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの
- ▶労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

医療費の適正化にご協力ください

国民健康保険の医療費は加入者の保険料などで賄われています。柔道整復師に保険の使える範囲を相談し、適切に受診することで医療費の適正化につながります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

☎国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

■非自発的失業者の要件となる 離職理由コードと離職理由

離職理由コード	離職理由
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証、または雇用保険受給資格通知を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

■減免期間 原則年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月まで延長可)

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳

※要件など詳しくは、お問い合わせください。

■対象 次のすべての要件を満たす人

①離職時点65歳未満

②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由

■軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

■高額の療養費負担限度額等 離職月の翌月から令和6年7月まで

※他の健康保険への加入等に限り、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証または、雇用保険受給資格通知

■一部負担金の減免等 国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間 原則年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月まで延長可)

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳

※要件など詳しくは、お問い合わせください。

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の 保険料軽減

由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証または、雇用保険受給資格通知に記載されている離職年月日と離職理由コード(表)で確認できます。

■軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

(例)令和4年3月31日(令和5年3月30日)に失業した人

■国保料 離職日翌日の属する月から令和6年3月まで

■高額の療養費負担限度額等 離職月の翌月から令和6年7月まで

※他の健康保険への加入等に限り、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証または、雇用保険受給資格通知

その他の失業者の 保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月額額を3割減免します。

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、または雇用保険受給資格通知

※失業等により前年所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。

消費税インボイス制度説明会

宇治税務署では、インボイス制度説明会と、登録の要否に悩む事業者が対象の相談会を開催しています。参加する場合は、開催日前日の午後5時までに電話で予約してください(土・日・祝日を除く)。

■制度説明会

開催日	時間	内容	場所	問い合わせ先
11月16日(木)	午前10時~10時45分	インボイス制度の概要について	宇治税務署別館大会議室 (宇治市大久保町井ノ尻60-3)	宇治税務署 法人課税第1部門 (☎0774-44-4452)
12月11日(月)	午後2時~2時45分			

※定員は各回とも20人(参加無料)。

■登録要否相談会

開催日	時間	対象	場所	問い合わせ先
12月28日(木)まで ※土日祝日を除く。	午前10時~11時 午前11時~正午 午後1時~2時	登録の要否を悩まれている 個人事業者向け	宇治税務署 (宇治市大久保町井ノ尻60-3)	宇治税務署 個人課税第1部門 (☎0774-44-4424)
	午前10時~11時 午後2時~3時	登録の要否を悩まれている 法人向け		

※相談時間は各回1時間程度となります。

市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

固定資産税(第4期分)、国民健康保険料(第6期分)の納期限は11月30日(木)です。納期限までに市税等取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所で納付してください。

口座振替の申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には同依頼書がない場合があります)や市役所にご提出ください。

※ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。

※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都府税機構」に徴収事務を移管します。

■今年4月から 地方税の納付が さらに便利に

市・府民税(普通徴収)や固定資産税の納付書に印刷された地方税統一QRコード(eLQR)を利用すると、全国のeLQR対応金融機関や八幡市役所、コンビニ、スマホ決済、地方税お支払サイトで納付することができます。



「税を考える週間」絵画展

「税を考える週間」絵画展

11月11日(土)~17日(金)の税を考える週間に合わせて「税金でつくられているもの」をテーマに市内小学生が描いた絵画を展示します。

■期間 11月11日(土)~19日(日)

■場所 文化センター1階ロビー

※15日(水)は除く。

☎税務課市民税係(☎983-1113)

☎市税に関すること=税務課市民税係(☎983-2481)、国民健康保険料に関すること=国保医療課国保年金係(☎983-2962)